

公益財団法人 あすなろ福祉財団

- 募集要項 -

1. 本年度（2024年度）の募集は、

10月7日(月) ～ 12月20日(金) となります。

2. 次ページ以下の募集要項は、

- ・ No.1・・・領域 I～III（あくまでも障がい者の方々を直接支援している団体が対象）

領域 I・・・障がい者の自立及び社会参加に関する各種の活動

領域 II・・・障がい福祉サービス事業所等の設備整備及び環境改善

領域 III・・・障がい者の文化・芸術・スポーツの振興のための諸活動

- ・ No.2・・・領域 IV（職員表彰）

障がい者の支援施設において、日々障がい者の方々に寄り添いながら、

障がい者の方々が少しでも健康的で明るい社会生活を営めるように

指導・育成そして環境づくりに貢献した方の功績を対象とします。

助成募集要項（領域Ⅰ～Ⅲ）

① 助成の趣旨（目的）	障がい者の自立及び社会参加に関する各種の活動に対し助成を行い、もって障がい者が健康的で明るい社会生活を営める環境づくりに貢献することを目的とします																
② 助成対象	以下をいずれをも満たすもの <input type="checkbox"/> 日本国内において創業時から3年以上の継続した活動実績がある団体 <input type="checkbox"/> 非営利法人（社会福祉法人、特定非営利活動法人等）																
③ 対領域	領域Ⅰ 障がい者の自立及び社会参加に関する各種の活動 領域Ⅱ 障がい福祉サービス事業所等の設備整備及び環境改善 領域Ⅲ 障がい者の文化・芸術・スポーツの振興のための諸活動																
助成内容	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>領域Ⅰ</th><th>領域Ⅱ</th><th>領域Ⅲ</th></tr></thead><tbody><tr><td>助成金額（注1）</td><td>10万円～300万円 （上限は、原則総事業費の5割まで）</td><td>10万円～400万円 （上限は原則、総事業費の8割まで）</td><td>10万円～200万円 （上限は、原則総事業費の8割まで）</td></tr><tr><td>対象経費（注2）</td><td>障がい者の自立及び社会参加に結びつく新規事業や既存事業の拡充・サービス向上に必要な費用のうち物品費及び委託人件費（注3）</td><td>福祉事業活動に直接必要なもので、環境整備のための設備・機器等の購入または改修等の工事費用、福祉関係ソフト費用など</td><td>障がい者の文化・芸術・スポーツの振興のための創造活動及び体験機会の拡充にかかる費用（注4）</td></tr></tbody></table> <p>（注1） 選考の結果、申請額は減額になることがあります （注2） 以下は助成対象外です。 ・自動車（福祉車両も含む）購入費は対象外 ・本助成と直接関わりのない委託人件費や物品費、事務所の賃借料・水道光熱費など日常の維持管理費、助成申込書に記載した費用以外の費用、などは対象外 （注3） 障がい者の自立及び社会参加に関する活動に係る「借用等会場費」、「機材・什器・備品等購入費・改修等工事費」、「障がい者支援冊子等印刷費」、「講演会講師謝礼等諸謝金」、「外部専門家等委託人件費」、「交通費・IT関連費等その他費」 ※「諸謝金」、「委託人件費」は助成金額の50%を上限とします。 （注4） 領域Ⅲの費用例 ・障がい者等が参加または主体的に実施する公演・展示・アートプロジェクトにかかる費用 ・障がい者等を対象とした良質な芸術等の鑑賞にかかる費用</p>		領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ	助成金額（注1）	10万円～300万円 （上限は、原則総事業費の5割まで）	10万円～400万円 （上限は原則、総事業費の8割まで）	10万円～200万円 （上限は、原則総事業費の8割まで）	対象経費（注2）	障がい者の自立及び社会参加に結びつく新規事業や既存事業の拡充・サービス向上に必要な費用のうち物品費及び委託人件費（注3）	福祉事業活動に直接必要なもので、環境整備のための設備・機器等の購入または改修等の工事費用、福祉関係ソフト費用など	障がい者の文化・芸術・スポーツの振興のための創造活動及び体験機会の拡充にかかる費用（注4）				
		領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ													
助成金額（注1）	10万円～300万円 （上限は、原則総事業費の5割まで）	10万円～400万円 （上限は原則、総事業費の8割まで）	10万円～200万円 （上限は、原則総事業費の8割まで）														
対象経費（注2）	障がい者の自立及び社会参加に結びつく新規事業や既存事業の拡充・サービス向上に必要な費用のうち物品費及び委託人件費（注3）	福祉事業活動に直接必要なもので、環境整備のための設備・機器等の購入または改修等の工事費用、福祉関係ソフト費用など	障がい者の文化・芸術・スポーツの振興のための創造活動及び体験機会の拡充にかかる費用（注4）														
⑤ 助成対象期間	2025年4月1日～2026年2月末 （原則2026年2月末までに事業を完了してください）																
⑥ 申請期間	2024年10月7日（月）～2024年12月20日（金）（当日消印有効）																
⑦ 申請方法	申請期間中に、「助成金の申請」画面の指示に従い、①申請項目を入力し、②入力確定画面をプリントして、③以下の添付資料Ⅰ、Ⅱ添付資料を添えて、④郵送してください。																
⑧ 添付資料Ⅰ（事業関連）	【助成事業にかかる経費の根拠書類】 イ. 物品等購入の場合： 見積書、カタログ、パンフレット、現物品の写真（物品等の更新を希望する場合） ロ. 工事を伴う場合： 工事見積書、工事図面、工事スケジュール、設備機器カタログ他、現況説明写真（改修等を必要とする場合）																
⑨ 添付資料Ⅱ（組織概要）	【組織概要】 イ. 定款、会則、規約等 ロ. 現在事項証明書（法人のみ、3ヶ月以内の原本） 写しでも構いませんが、法人が原本に相違ないことを必ず証明してください ハ. 役員（会員）名簿 ニ. 申込者の概要がわかる資料（パンフレット、ホームページ印刷資料等） ホ. 今期の事業計画書及び予算書 ヘ. 直近期の決算書（注） 貸借対照表、収支計算書（事業活動、資金）、損益計算書、財産目録は必須 注）「法人全体」と「申込施設単位」の両方を提出してください ト. 申請事業について他の機関から得ている助成金等の明細																
助成の決定	当財団の審査委員が選考基準に基づいて審査し、理事会において決定します <table border="1"><thead><tr><th>選考基準</th><th>領域Ⅰ</th><th>領域Ⅱ</th><th>領域Ⅲ</th></tr></thead><tbody><tr><td><input type="checkbox"/> 障害者の自立及び社会参加を促進する活動である</td><td>●</td><td></td><td></td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 団体の基盤強化に大きく貢献するものである</td><td></td><td>●</td><td></td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 障害者の文化・芸術・スポーツ活動を振興するものである</td><td></td><td></td><td>●</td></tr></tbody></table> <p>領域Ⅰ～Ⅲまでの共通評価項目 （1）活動団体としての観点 ① 活動実績と活動内容の観点からの評価 ② 資金調達観点からの評価 イ）自己資金調達力 ロ）助成資金に頼る必要性 （2）申請事業計画としての観点 ① 個別事業の申請事由の観点からの評価 イ）計画は具体的で妥当か ロ）障がい者への支援度 ハ）社会素敵な要請の課題解決への貢献度 ② 申請助成事業の必要性・重要性からの評価 イ）事業計画の必要性 ロ）事業計画の緊急性 ハ）団体活動全体にとっての重要性</p>	選考基準	領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ	<input type="checkbox"/> 障害者の自立及び社会参加を促進する活動である	●			<input type="checkbox"/> 団体の基盤強化に大きく貢献するものである		●		<input type="checkbox"/> 障害者の文化・芸術・スポーツ活動を振興するものである			●
	選考基準	領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ													
<input type="checkbox"/> 障害者の自立及び社会参加を促進する活動である	●																
<input type="checkbox"/> 団体の基盤強化に大きく貢献するものである		●															
<input type="checkbox"/> 障害者の文化・芸術・スポーツ活動を振興するものである			●														
⑩ 要件（選考基準）																	
⑪ 助成の決定の通知	採否の結果は2025年3月末に申込者宛て通知します 尚、採否の理由についてのお問合せには応じかねますのでご了承下さい																
交付・その他	⑫ 助成の交付方法	事業期間内に、振込み（交付時期については、ご相談させていただきます）															
	⑬ 決定の取り消し	次の場合には、助成金の返還を求める場合があります ・申請内容に虚偽があると判明した場合 ・申請した活動を取りやめた場合 ・助成の対象について、重複して資金助成を受けた場合															
	⑭ 了報告書の作成	事業終了後、速やかに以下の完了報告書をご提出ください （完了報告書の提出期限は、事業完了後1ヶ月です） －提出書類－ 完了報告書、収支報告書 助成活動の実施状況を示す写真、資料など 領収書、受領書のコピー															
	⑮ その他	・反社会的勢力、及び反社会的勢力に関係すると認められる団体からの申請は受付られません ・選考結果や選考内容に関するお問合せには、応ずることができません ・団体情報の公表 助成対象となった場合、団体名、代表者氏名、所在地、活動内容、助成金額を公表させていただきます ご了承の上、申請して下さい															

表彰募集要項 (領域Ⅳ)

<p>(1) 目的</p>	<p>障がい者の方々の方々の健康的で明るい社会生活を営めるような指導・育成そして環境づくりのために尽くされ、顕著な功績をあげながら報われる機会の少なかった方々を対象とし、表彰事業を実施します。</p>
<p>(2) 対象となる功績</p>	<p>障がい者支援施設において、日々障がい者の方々へ寄り添いながら、障がい者の方々が少しでも健康的で明るい社会生活を営めるように指導・育成そして環境づくりに直接貢献した功績を対象とします。</p>
<p>(3) 表彰対象者</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する者を表彰対象者とします。 ① 障がい者支援施設で活動されている職員である者(雇用形態不問) ② 活動している障がい者支援施設の施設長以上から推薦を受けられる者 (2年未満の方は採用しません) ③ 推薦を受ける施設において、活動期間が2年以上ある者</p> <p>※留意事項 ・1施設から応募できる者は3名以内とします。 ・管理者は原則対象外 (推薦人の持回り等の不正があった場合は、その施設からの推薦者全員の申請を無効といたします。) ・過去3年間に受賞されている方は、優先順位が下がります。</p>
<p>(4) 申請期間</p>	<p>2024年10月7日(月)～2024年12月20日(金)(当日消印有効)</p>
<p>(5) 表彰人数と表彰額</p>	<p>① 表彰予定人数 応募状況による</p> <p>② 表彰額 1件 10万円</p>
<p>(6) 提出書類</p>	<p>(1) 申請時 ① 推薦文(申請入力) ・推薦文の最初に、「推薦対象者が当該施設での勤続年数(年月)」と「仕事内容・役割」を簡潔に記して下さい。 ・推薦文は、以下の内、2テーマを選択し、100文字以上400文字以内で記載してください。 必ず「参加時期とその経緯」・「今の仕事の内容や役割」・「優れた点や貢献ぶり」を明記ください。</p> <p>なお、テーマは下記から2つ選択してください。 【推薦文のテーマ】 ・障がい者の生活向上に大きく貢献している点 ・日常での障がい者との接し方で素晴らしい点 ・推薦する職員の方のその施設内での位置づけや周りの方々に対する影響</p> <p>② 所属団体の概要資料 ・定款 ・現在事項証明書(3か月以内原本) ・パンフレット等、施設の概要がわかる資料 ・直近の決算書</p> <p>(2) 受賞決定後 審査後、採否結果を推薦者様宛で郵送します。(決定通知書) 受賞される方については、決定通知書にあわせて、受賞者「振込口座申請書」をお送りいたしますので、必要事項をご記載の上、期限までに提出してください。 受賞者「振込口座申請書」の記載事項 (振込口座、氏名等)</p>
<p>(7) 応募方法</p>	<p>申請期間中に、「表彰推薦の申請」画面の指示に従い ① 申請項目を入力し、 ② 入力確定画面をプリントして、 ③ 添付資料を添えて、 ④ 当財団事務局まで郵送してください。</p>
<p>(8) 選考基準</p>	<p>以下項目を総合的に評価し、選考します。選考に際しヒアリングさせていただく事もあります。 ①障がい者の方々の方々が健康的で明るい社会生活を送るための貢献度 ②施設の運営状況 ③活動期間(2年以上) ④過去3年間における当財団からの支援実績</p>
<p>(9) 助成の決定</p>	<p>選考基準に則り、当財団の選考委員会の審査及び理事会により、2024年3月末に決定いたします。</p>
<p>(10) 表彰金の振込方法</p>	<p>・表彰対象者の個人口座へ振込 ・口座情報は、結果通知時に確認</p> <p>2025年3月末に表彰金の採用決定されたことを推薦していただいた施設長の方等にご通知いたしますので、施設長の方等から表彰対象者ご本人の振込先口座をお教えいただき、振込時期を当財団からお知らせした後に、ご本人の口座に直接当財団からお振込みさせていただきます。 但し、この時 推薦していただいた施設長の方等が表彰対象者ご本人の同意を得て、対象者ご本人の口座番号等の情報を当財団に提出していただくことを条件といたします。</p>
<p>(11) その他</p>	<p>・反社会的勢力及び反社会的勢力に関係すると認められる方の申請は受け付けられません。 ・選考結果や選考内容に関するお問い合わせには、応ずることはできません。</p>